

平成 27 年度第 2 回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：平成 28 年 1 月 27 日（水）13：30～14：30

場所：三重県勤労者福祉会館 6 階研修室

【出席委員（敬称略） 17 名】

石田成生、井村正勝、馬岡晋、片山眞洋、木下美佐子、久留原進、佐藤ゆかり、長友薫輝、中野喜美、西田健、西宮勝子、平松俊範、藤井光照、藤谷俊文、南出光章、宮崎つた子、宮本佳宥

【報告事項】

（1）「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）（最終案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

特になし。

（2）障害者差別解消法に基づく県の取組について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○南出委員

障害者差別解消法の中の社会的障壁の中で、例えば社会における事物、ハード面も含まれるとのことだが、この部分は結構ある。道路、歩道などで街中の段差、例えば入口で道路と家の間の部分も車いすの方にとってはリスクが高い部分になるが、そういう部分も社会的障壁に含まれているのか。

○事務局（森下課長）

道路の段差についても、社会的障壁の一つと捉えている。道路整備を一齐に 4 月 1 日に行うというわけにはいかないが、そういった障壁を除去していくという取組を続けていくことが必要だと思っている。

○木下委員

実際、始まってみるといろいろな細かいことが出てくると思う。特に段差とか目に見えるものはいいが、実際に活動をしている中でいろいろな方々の話を聞くと、これは合理的配慮をしてあげているとあって、例えば視覚障がいの方がお店に入ってきた際に、入口に近い方が安全だということで入口近いところに座らされる、ところが入口は人の出入りやレジの音がうるさい、といった配慮の行き違いが生じている。実際は、偏見や慣習ということがも

の凄く難しい。障がいは一律ではなく、車いすといっても、もの凄く個人差があり、身体障がい者全部となれば尚更である。また、見える、見えないの障がいも個別ケースであり、合理的配慮は何をもって合理的というか問題が出てくると思う。最終的には関係者のコミュニケーションとか信頼関係が一番大事であり、基本となる。県の窓口はここだというような細かい配慮の事例があるが、実際の運用では、四角四面な対応よりは、最初は丁寧な対応が必要なのかと思う。

○事務局（宮川次長）

おっしゃっていただいたようにケース・バイ・ケースだと思う。十分なコミュニケーションをとって、丁寧に対応していくことが重要であると考えている。先ほど、街中段差の話もあったが、内閣府が作成しているパンフレットにあるように、合理的配慮の例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けすることや、窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段、筆談、読み上げなどで対応と、正にケース・バイ・ケースでそれぞれの方に合った対応をしていくのが合理的配慮である。これから事例を積み重ねていき、職員の研修も行い、一生懸命やっていく。

○井村委員長

観念とか慣行といったことが書いてあるが、やっぱりこちらの方が重要ではないかなと思う。この審議会の前に違うところでセミナーを聞いてきたが、障がいというものは特別なものではなく、10人に1人は障がいを持っているらっしゃるのでそれは、ノーマルと考えていいのではないかというお話があった。変えるのは障がいを持つ人の方ではなく、やっぱり社会の方であるということをおっしゃっていた。いろいろ法律で決めていただくのはありがたいが、教育というカルールを我々が見直すことが必要かなと感じた。

○宮本委員

障がい者の方の方がかえって重荷になるのではないかと思います。我々の活動の中で一番大事なのは、保護者や親御さん。県や市が勉強というよりは、保護者の方が障がいを隠そうとするので、そのような形をふまえると障がい者、障がい者とあまりこだわりすぎるとかえって逆効果になるのではないか。法律で差別解消が決まったからかもしれないが、取組の中でも当事者自身があんまりいろいろやってもらいと、かえって今でも十分やっただけで、プラスアルファになると自分で理解するのも大変だと思うし、特に親御さんの教育というかそういったものはないのだろうか。親向けの啓発のようなものもやるべきだと思う。

○事務局（宮川次長）

委員がおっしゃるように、障がい福祉に関しては、例えば施設入所等の問題もあり、やはり障がい者ご本人の考え方、保護者の考え方はそれぞれ違うわけだが、保護者の方に意識を変えていただくのも必要かと考えている。社会全体に我々としては訴えていくことが必要だと考えている。

○長友委員

今、お話のあった、障がい者のところは、自立支援協議会で関わっているが、ぜひこういう施策を進めていただくのはありがたいことであると思うし、障がいをご家庭で留めるといふか隠す傾向があるということは、それだけまだ社会が受け入れていないという証明である。それは、子どもの貧困でもそうで、見えなくなっている理由は、外に出すのが恥ずかしいという思いがあるからである。障がいのみならず、それをいかに見えるところにもっていくかという施策を進めていって欲しい。全体的な施策の傾向として、個別化だとか、家の問題だとかではなく、共通の問題として広げていく視点が一貫して必要だと思う。障がいとか子どもの貧困がきっかけで、実は他にも問題を抱えている方はたくさんいらっしゃるので、そこをいかに可視化していくかという取組が必要ではないかと施策の説明を聞いて感じた。

○西宮委員

障害者差別解消支援地域協議会で、関係する団体の名前の中に事業者やNPO法人とあり、その他の構成員とあるが、どのようにこの部分を考えているのか。現在、こういう協議会ができると、だいたい当事者といふか本人の代表といった方が入っていらっしゃることが多いが、そのような部分はいかがか。

○事務局（森下課長）

この障害者差別解消支援地域協議会については、国の方では、どのような機関を構成員とするかは各協議会の判断となっているが、県として作ろうとしている協議会には、当事者の方にもご参加いただくような方向で考えている。NPO法人としては、例えば三重県では、バリアフリースペースセンター等があるので、そういった団体を念頭にNPO法人の部分は受け止めている。まだこういった協議会を立ち上げておらず、準備期間途中であるので、おっしゃられているような障がい者当事者の代表の方も入っていただくような方向で協議会を作っていきたいと考えている。

～終了～